

第3章

基本目標 3

地域で支えあい、 健康で生涯 元気に暮らす

施策の分類	主な施策
1 地域福祉の充実	住民が互いに支えあう地域づくりの推進 相談支援体制の構築 生活に困難を抱える人への支援
2 高齢者福祉の充実	地域包括ケアシステムの構築 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進 認知症高齢者に対する支援の充実
3 障がい者福祉の充実	障がい者福祉サービスの充実 障がい者が安心して暮らせる共生社会の形成
4 子育て支援の充実	子育て支援環境・サービスの充実 妊娠期から切れ目ない支援の推進 児童福祉・子どもの貧困対策の推進
5 健康づくりの推進	各種健診の実施 住民が主体的に健康づくりに取り組む地域づくり 年金保険の充実
6 安心な医療体制の確保	地域医療体制の充実 広域での医療体制の整備

基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

1 地域福祉の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では年齢や性別、障がいの有無に関わらず、「誰もがお互いの存在を認め合い、人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる町」を目指し、地域福祉の核である社会福祉協議会を中心に町、医療機関、民生委員・児童委員等で連携を図りながら各種施策に取り組んでいます。

各種相談件数の増加や対応が困難なケースの増加等に伴い、相談・支援対応が長期化する傾向にあることから、平成31年度に、社会福祉協議会に「福祉事務所未設置町村による相談事業」の窓口を開設し、関係機関等と連携し、生活困窮者等への支援を行っています。

施策の 基本 方針

人間性豊かな五ヶ瀬だからできる助け合い等の特性を活かし、年齢や性別、障がいの有無に関わらない「誰もがお互いの存在を認め合い、人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる町」づくりを目指します。

そのために、住民・行政・社会福祉協議会・医療機関・関係団体間での情報共有・連携を強化し、住民の困りごとやニーズを早期に発見し、支援を必要とする人に対し、柔軟に対応していきます。

確実に増加傾向にある対応が困難なケースへの支援についても、支援内容の充実を図るべく、対応する職員や支援者一人ひとりのスキルアップに努めるとともに、地域福祉の核となる地域包括支援センターの充実を進めます。また、小地域レベルでの地域福祉推進システムの構築を進めると同時に、近隣自治体や専門機関とのネットワーク構築を推進します。

主な 施策

1 住民が互いに支えあう地域づくりの推進

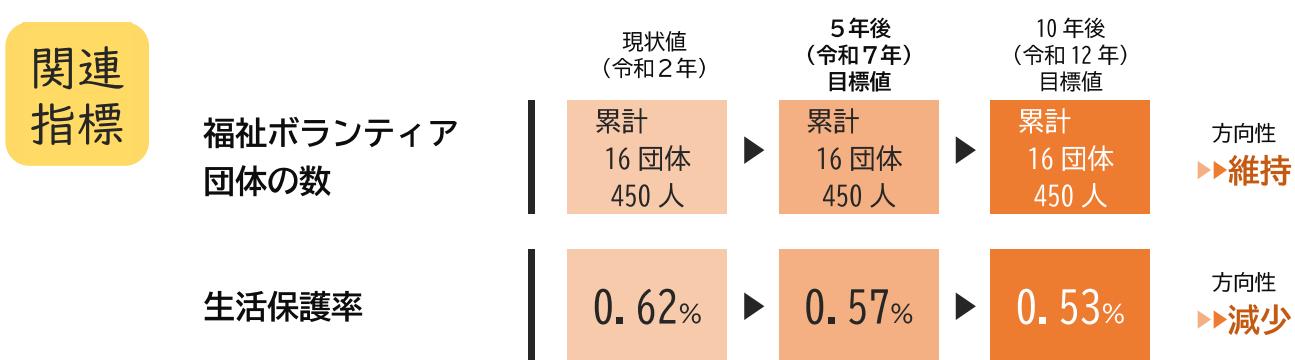
- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が増えている現状を踏まえ、住民が隣近所に声かけ等を行うなど、見守り支えあう地域づくりを推進します。
- 地域福祉を推進する主体となる民生委員・児童委員の活動を住民で支えあい、担い手の確保に努めます。
- 住民に対し、ボランティア活動等への参加を呼びかけ、地域参加意識や福祉意識の醸成を図ります。
- 地域住民やNPO法人等と連携し、地域交流の場づくりや居場所づくりを進めます。

2 相談支援体制の構築

- 住民の相談や地域の困りごとに対し、その分野に関わらず受け止め、適切な対応につなぐことができ るよう、関係機関との連携強化や、窓口職員の対応力向上を図ります。
- 表面化しない困りごとに対し、適切な支援を行うため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、**アウト リーチ**【※1】による相談支援を行います。

3 生活に困難を抱える人への支援

- 障がいや貧困等、様々な要因で生活に困難を抱える人に対し、社会福祉協議会と連携して相談支援や 経済的支援を行います。
- 虐待やDV【※2】の被害者に対する支援や保護を行います。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺の未然防止に向け、相談支援の充実や 関係機関との連携強化を図ります。
- 成年後見制度**【※3】の利用に関する周知・啓発を行います。
- 移動支援や買い物弱者対策を行います。
- 緊急通報システムの運用を図ります。
- 一人暮らし高齢者や自宅から概ね500m以内に安否確認できる身内がいない高齢者等への見守り訪問 を行う「高齢者等生活状況確認事業」を行います。



【※1】**アウトーリーチ**…「外に手を伸ばす」ことを意味し、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に對し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

【※2】**DV**…「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

【※3】**成年後見制度**…知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等権利の保護を行う制度。



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

2

高齢者福祉の 充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では高齢化が進行し、高齢化率は、42.9%（令和2年4月1日現在）となっており、高齢者が心身ともに健康で地域社会の一員として活動でき、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の形成が必要となっています。

本町の介護保険事業においては、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、20年以上が経過した今、限られた地域資源等を最大限に活かしながら、適正な事業運営を行っています。

住民主体の通いの場として平成29年9月に開設した「ふれあい施設」を皮切りに、高齢者の身近な社会参加の場である通いの場「居場所」は徐々に地域で増えており、高齢者にとって楽しみの一つとなっています。今後はさらに、**健康寿命**【※1】の延伸を目指し、介護予防センター養成講座の実施や、センターによる**サロン**【※2】等での介護予防事業の促進を図ることが必要です。

また、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた**地域包括ケアシステム**【※3】の構築が課題となっており、さらには生産年齢人口が急速に減少する2040年に向けたサービス基盤や人材基盤の整備が重要となります。高齢者の健康づくりを推進し、要介護者の増加を抑制していくことが必要です。

五ヶ瀬町国民健康保険病院の介護療養病床について、転換期限が迫っていることから、地域のニーズに応じた病床転換について検討を行っています。

施策の 基本 方針

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。同時に、高齢者が地域でいきいきと過ごすことができるよう、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進します。

介護等担い手側の労力軽減等を図るために、介護現場におけるICTやAI等の積極的な活用を進めます。

主な 施策

1 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターを中心として、関係機関のさらなる連携を強化し、介護が必要な方に適切なサービスが提供されるような体制整備を図ります。
- 介護と医療・保健分野との連携を強化し、高齢者の健康づくりや、円滑なサービス提供を促進します。
- 在宅医療・在宅介護サービスの充実や、介護者への支援を促進し、介護施設に頼りすぎることのない地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 地域包括ケアシステムの構築に欠かせない高齢者等の移動支援については、日常生活を営む上で必要な買い物支援を含め、体制整備に努めます。

2 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進

- 高齢者サロン活動の活性化により、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- サロンでの体操教室や健康講座を実施し、高齢者の健康づくりと介護予防を推進します。
- 働く意欲のある高齢者に対し、自身の能力を活かすことができる就労の場や、スキルを身に付ける機会を提供します。
- 現在、各地域で増えつつある高齢者の居場所について、さらなる活用を促進し、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- サロンや高齢者の居場所における介護予防事業をサポートするため、介護予防サポーター養成講座を実施します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

3 認知症高齢者に対する支援の充実

- **認知症ケアパス**【※4】の普及を促進し、認知症に対する正しい知識の啓発や、認知症への対応方法等の周知を図ります。
- **認知症サポーター**【※5】の養成を推進し、認知症に対する身近な支援者の増加を図ります。
- 医療機関との連携を強化し、認知症に対する相談に早期に対応できる体制整備を図ります。
- 世代間交流を通した認知症予防や、住民と認知症の方との交流を通した認知症への理解促進を図ります。
- 緊急通報システムの運用を図ります。
- 高齢者に対する虐待の早期発見・未然防止に努めます。

【※1】**健康寿命**…WHO(世界保健機構)によって提唱された指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常生活において心身ともに自立し、健康的に生活できる期間。

【※2】**サロン**…地域住民が主体となって運営・参加を行い、誰でも参加し、活動や交流をすることができる場。

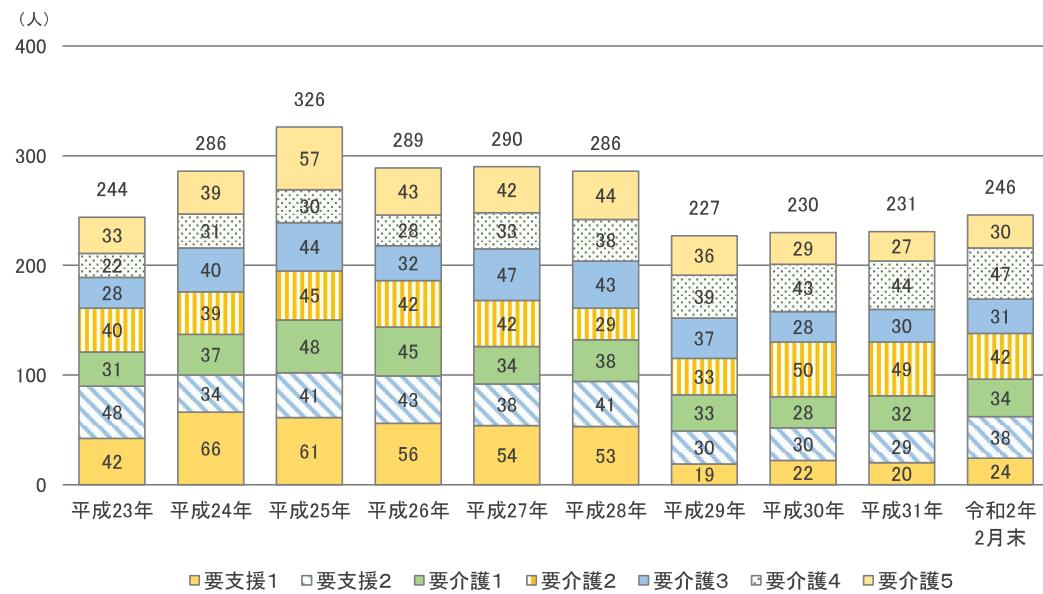
【※3】**地域包括ケアシステム**…高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステム。

【※4】**認知症ケアパス**…認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいかを表したもの。認知症の人や家族からの相談の際などに活用される。

【※5】**認知症サポーター**…認知症について正しく理解し、偏見を持たず、温かい目で見守ることのできる地域住民のこと。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者総数は平成29年に一度227人まで減少していますが、以降は微増する形で推移しており、令和2年（2月末時点）では246人となっています。内訳をみると、特に「要介護4」の認定者数が年々増加している傾向にあります。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

関連指標

要介護認定率	現状値 (令和2年)	5年後 (令和7年) 目標値	10年後 (令和12年) 目標値	方向性 ▶維持
	15.3%	15.7%	15.5%	
シルバー人材センター登録者	累計31人	累計35人	累計35人	方向性 ▶増加



サロンの様子



図書宅配サービス



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

3 障がい者福祉の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では年齢や性別、障がいの有無に関わらず、「誰もがお互いの存在を認め合い、人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる町」を目指し、地域福祉の核である社会福祉協議会を中心に町、福祉作業所、医療機関、民生委員・児童委員等で連携を図りながら各種施策に取り組んでいます。

平成20年には、共生型福祉施設「ぬくもり」を開設し、各種制度の狭間で必要な支援を受けることができなかつた高齢者や障がい者のための生活支援ハウスや、日中活動の場となるなど地域交流の拠点となっています。

また、就労継続支援B型作業所「日融工房」では、障がいの有無に関わらず一般企業等で働くことが難しい方に対して、働く場所を提供し、職場定着や一般就労を目指す支援を行っています。

平成31年度からは、社会福祉協議会に相談支援専門員を配置し、障がいがある方の福祉に関する様々な問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援を行うとともに、自立支援や地域移行支援等について関係機関と連携し、必要な援助を行う事業として「相談支援事業」を行っています。

施策の 基本 方針

すべての障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、生活支援の充実とサービス提供を図ります。

障がい者に対する理解を深めるため、啓発を行うとともに、障がい者が地域の一員として参加できる地域社会の形成を目指します。

主な 施策

1 障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者を適切な支援につなぐことができるよう、障がい者・児サポートセンターをはじめとした相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者に対し、適切な福祉サービスを提供できるよう、サービス内容の充実や関係機関での連携強化を図ります。
- 障がい者の就労の場の確保や職業訓練の実施など、障がい者に対する就労支援の充実を図ります。

2 障がい者が安心して暮らせる共生社会の形成

- 障がいの有無に関わらず、誰もが交流できる機会や拠点の充実を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者への理解の促進や差別解消に向けて、住民への意識啓発を推進します。
- 「合理的配慮【※1】」の考え方に基づき、公共施設のバリアフリー化や、障がい者が利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- 保育所や教育機関等と連携し、療育・発達支援の充実を図ります。
- 障がい者に対する虐待の早期発見・未然防止に努めます。

関連 指標



【※1】**合理的配慮**…障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

4 子育て支援の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町における子育て支援は、妊娠期から出産を経て、子育てに至る一連の支援策として、平成27年度以降、出産祝金、ブックスタート・ウッドスタート、不妊治療助成及び妊産婦健康診査交通費助成等の取り組みを充実させてきました。少子化が加速する中、子どもは本町の宝であることから、子育て支援を重要な福祉施策として推進しています。

本町では、2箇所の公立保育所を運営しており、155人の定員に対し、令和2年4月時点ですでに107人の子どもたちが通っています。その他、県内外の近隣自治体の保育所・認定こども園を7人の子どもが利用しています。保育所での保育以外の子育て支援については、一時預かり保育などの事業が行われていますが、子育てに関するニーズが多様化していることから、引き続き子育て支援の充実を図る必要があります。

令和2年4月からは、福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを包括的に支援するマネジメントを担っています。また、子育て世帯の孤立化を防ぐための交流の場として、子育て支援センターの役割も年々重要となっており、子育てに関する相談だけでなく、家庭における悩み等の相談も受け付けています。

令和元年5月には「五ヶ瀬教育グランドビジョン」が制定され、幼児から大人まで一貫した教育理念の設定と教育推進体制の整備が進められています。そういった中で、保育所と小学校の連携を強化し、小学校に入学する不安等を最小限に抑えられるよう、取り組みを進めています。

施策の 基本 方針

子どもたちが元気にすくすくと育ち、保護者が子育てを楽しみながら暮らすことができるようするために、多様化する保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備を行います。あわせて、平成24年度に開設した子育て支援センターの利用促進とともに、住民全体で子どもたちを見守る環境づくりに取り組みます。

母子保健分野と子育て支援分野の両面から、保護者の妊娠、出産、育児に対しての悩みや不安を和らげができるよう、様々な支援を行います。

さらに、保育所から小学校への就学が円滑に行われるよう「五ヶ瀬A.S.カリキュラム」に沿って、保育と学校教育間の連携・相互支援を進めます。

主な 施策

1 子育て支援環境・サービスの充実

- 保護者等のニーズに対応した、多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子育て支援センターを中心に、相談支援の充実や、子育て家庭と地域の交流機会の創出等を図ります。
- 放課後の子どもの居場所として設置している「放課後子ども教室」について、地域住民と連携した運営や活動の充実を図ります。
- 保育所から小学校への就学が円滑に行われるよう、保育所と学校の連携を強化します。
- 児童の安全確保に向け、家庭、地域、保育所、行政が相互に連携し、子ども・子育て会議の場等における情報共有及び見守り等を行います。
- 地域での交流活動や、読み聞かせ等を行うボランティアの育成支援を進めます。

2 妊娠期から切れ目ない支援の推進

- 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から出産、子育てまで、幅広い相談対応や情報提供を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 妊婦・乳幼児健康診査や、乳児がいる家庭への全戸訪問を通して、妊娠婦及び幼児の健康状態の把握に努めます。

3 児童福祉・子どもの貧困対策の推進

- 虐待や貧困の相談に対応できるよう、**子ども家庭総合支援拠点**【※1】を設置します。
- 児童福祉制度の利用促進を図ります。
- ひとり親家庭に対する相談支援や経済的支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止ネットワークの推進により、虐待の早期発見・未然防止に努めます。

【※1】**子ども家庭総合支援拠点**…子どもとその家庭及び妊娠婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援を行う拠点のこと。



■ 保育所の状況（令和2年4月現在）

町内2箇所の保育所で保育を実施しています。2箇所の定員数の合計 155 人に対し、令和2年の入所者は0～2歳児を含めて107人となっています。

保育所名	定員 (人)	入所者数(人)	
		うち0～2歳児数	
五ヶ瀬中央保育所	110	84	29
鞍岡保育所	45	23	6
計	155	107	35

資料：福祉課

関連指標





子育て支援センター



保育所の子どもたち



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

5 健康づくりの 推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

わが国は健康寿命が世界一の長寿社会となっており、いわゆる「人生100年時代」を迎えてます。その一方で、ストレスによる健康状態の悪化や生活習慣病等、多様な健康課題に対し、幅広い世代を対象にした対策が求められています。

健康は住民すべての願いであり、本町ではこれまで乳幼児から成人、高齢者まで、すべての住民を対象に、健康増進のために各種健診や健康教室、母子保健活動等の保健事業を地域全体で展開してきました。しかし、世代に応じた健康づくりの推進、生活習慣病の予防、認知症・寝たきり等の予防の必要性が増しているため、健康寿命の延伸という視点から、重症化予防・介護予防を重視した取り組みの推進が求められています。

また、保健分野においては、専門的知識を要することから人員と予算が限られているため、住民参加型による保健事業の進め方を検討していく必要があります。

施策の 基本 方針

「自分の健康は自分で守る」をキーワードに住民が元気でいきいきと暮らせるよう、特定健診をはじめ、後期高齢者健診、各種健診事業を推進するとともに、保健・医療・福祉が連携して住民の健康づくりを支援します。

住民が自身の健康に関心を持ち、自ら生活習慣を改善することで、疾病を予防できるよう支援するとともに、元気なうちに住民が主体的に健康づくりに取り組もうと思えるような保健事業を推進します。

主な 施策

1 各種健診の実施

- 各種健康診査等の実施により、疾病の早期発見と予防を進めます。
- 各種健診の受診率の向上を図ります。
- データヘルス計画【※1】に基づき、住民の健康状況の把握と分析を進めます。
- 各種健診の実施における関係機関との連携を強化します。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行うことで、より効果的な高齢者の健康づくりを進めます。

2 住民が主体的に健康づくりに取り組む地域づくり

- 健康づくりや生活習慣病予防、食育に関する知識の普及・啓発に努め、住民の健康づくり意識の向上を図ります。
- 幼児期から生涯にわたって健康を意識した生活を送ることができるよう、保育所や学校等と連携を図りながら健康づくりを行います。
- 出前健康教室の開催や**健康づくりポイント**【※2】事業等の実施を通して、住民の主体的な健康づくりを促進します。

3 年金保険の充実

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、安定した運営を持続するため、県及び関係機関と連携を図りながら、収納率の向上や医療費の適正化など、健全な運営に努めます。
- 国民年金制度の周知徹底を図るとともに、相談業務の充実に努めます。

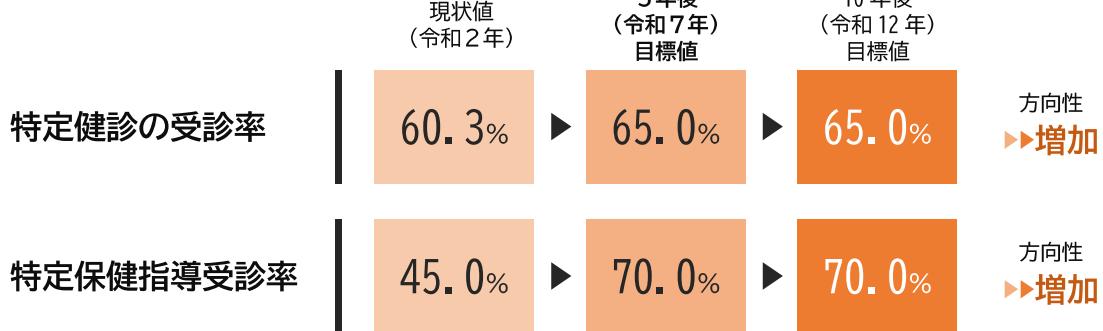
■ 特定健診の状況

特定健診の受診率をみると、平成 28 年度では 57.2% となっており、平成 25 年度の 48.2% から 9 % 高くなっています。特定保健指導の対象者は、平成 28 年度では 73 人と健診対象者の約 14 % となっており、また、平成 28 年度の特定保健指導の実施率は 50.7 % となっています。

単位	特定健診			特定保健指導		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率(%)
平成 25 年度	1,044	503	48.2	63	13	20.6
平成 28 年度	904	517	57.2	73	37	50.7

資料：第 2 期データヘルス計画

関連指標



【※1】**データヘルス計画**…住民の健康保持増進に向け、特定健診等のデータを活用し、データ分析による住民の健康課題の把握や、課題の改善に向けた取り組みを示す市町村計画。

【※2】**健康づくりポイント**…町内に住所がある 18 歳以上の人を対象として、健康づくりに関する事業に参加することで付与されるポイント。ポイントを集めると、商品券と交換できる。



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

6 安心な医療体制 の確保

対応する
SDGs



現状 と 課題

人口減少、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、病院（病床・外来）機能及び医療資源の効率的活用が求められています。

本町の医療施設は五ヶ瀬町国民健康保険病院（町立病院）のみであり、熊本大学大学院生命科学部と高千穂町国民健康保険病院から常勤の医師と非常勤の医師の派遣を受けて一般病床 36 床、介護療養病床 18 床の医療体制を維持しています。また、行政と連携した公衆衛生事業を実施しているほか、救急病院の指定を受け地域の二次救急を担い、三次救急は延岡市や熊本県の高次医療病院と連携しています。

町立病院では、全国的な医師不足及び医師の偏在が続く中、熊本大学への継続派遣や自治医科大学からの新規派遣等の要望活動を行い、常勤医師の確保対策に取り組んでいます。病院施設は、平成 10 年の新築後 22 年が経過し、施設設備に係る維持改修経費が増加しつつあります。

今後は、地域医療構想に基づいた病床機能の再編・転換を進め、西臼杵地域及び近隣の医療機関とのさらなる連携の取り組みが重要となります。また、日常的な健康管理による生活習慣病などの予防、そして早期発見・早期治療、介護予防・介護まで、住民が身近な地域で必要な医療を受けることができる地域包括ケアシステム体制の確立が必要です。

施策の 基本 方針

これまでの施策方針を踏襲しつつ、延岡西臼杵地域医療構想調整会議の西臼杵地域公立病院部会からの提言を受け、それに沿った医療機能再編、介護療養病床の介護医療院への転換等、地域の医療ニーズに合う診療体制を構築します。

電子カルテを導入し、診療機能の拡充を図ることで患者サービスを向上させるとともに、地域医療連携の推進を図ります。

主な 施策

1 地域医療体制の充実

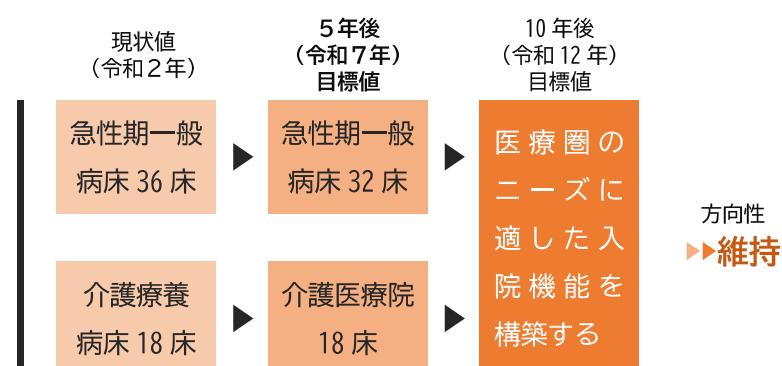
- 町、病院、社会福祉協議会、介護施設が相互に連携し、入院医療から在宅ケアまで、包括的かつ円滑に対応できる医療体制を整備します。
- 介護療養病床から介護医療院への転換を図り、現在入所されている方をはじめ、医療的ケアを必要とする方が長期療養できる介護施設として整備します。
- 医療人材の確保に向け、大学病院医局、宮崎県への働きかけによる医師の確保や、地域医療を担う医師を養成するための臨床研修医の研修受け入れを行います。
- 電子カルテを導入し、業務の効率化や医療サービスの向上を図ります。
- 特定健診をはじめ、各種公衆衛生事業の拡充を図ります。

2 広域での医療体制の整備

- 地域医療構想に基づき、西臼杵医療圏域における公立病院間の医療連携を強化し、新たな医療サービスの提供体制の構築を図ります。
- 近隣の高次医療病院【※1】との連携強化を図ります。

関連 指標

西臼杵地域完結型医療機能を確立するための病床機能転換と再編



【※1】**高次医療病院**…病院はその規模や機能によって、「一次医療機関（外来診療によって患者の医療を担当する医療機関。かかりつけ医、日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所など。）」、「二次医療機関（入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。）」、「三次医療機関（二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。）」の三つの区分でとらえることができる。高次医療病院とは、上記の三区分のうち、二次医療機関や三次医療機関を指す。

第4章

基本目標 4 豊かな 人・心を 育む

施策の分類	主な施策
1 学校教育の充実	学校教育の充実 郷土教育・地域と連携した教育の推進 時代の変化に対応できる人材の育成 よりよい教育環境の整備
2 社会教育の充実	生涯学習・各区公民館活動の促進 人材の育成及び協働の推進 青少年教育の推進 社会教育施設の整備 生涯の学びと暮らしに役立つ読書環境づくりの促進
3 スポーツの振興	地域内スポーツの振興とスポーツ指導力の向上 スポーツ活動を通した地域活性化 社会体育施設の整備
4 歴史文化の継承と芸術文化の振興	文化財や郷土芸能の保存・継承 芸術・文化活動の振興・交流 歴史資料の保存
5 人権尊重・男女共同参画の推進	人権についての教育・啓発の推進 人権擁護の推進と相談支援体制の充実 男女共同参画の推進

基本目標4

豊かな人・心を育む

1 学校教育の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では現在、小学校4校と中学校1校が設置されていますが、児童生徒数の減少により小学校3校が複式学級を有する状況です。

教育の取り組みについては、平成19年度に制定した「五ヶ瀬教育ビジョン」をさらにスケールアップした「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を平成31年度に制定しました。

「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通して、幼児から高齢者までが生涯にわたり互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型の教育システムを構築することで、五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりに取り組んでいます。

教育環境については、計画的に整備を行っていますが、老朽化が進んでいる学校もあるため、平成31年度に策定した長寿命化計画を基にした長期的な整備を行う必要があります。また、遠方の児童・生徒の通学のため、引き続きスクールバスを運行していく必要があります。

情報教育環境については、国が進めるGIGAスクール【※1】構想事業を活用し、令和2年度に児童生徒1人1台の端末整備と各学校のWi-Fi環境整備を行い、教育ICT環境を実現する必要があります。

施策の 基本 方針

「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」を目標に、小規模校の特性を活かした教育と魅力的な教育環境づくりを行います。児童生徒の心豊かな人間性や社会性を育み、個性を活かしつつ、確かな学力を身につけるとともに、社会の様々な変化に柔軟に対応できる能力や生きる力、コミュニケーション能力、地域への愛着を育む特色ある教育を推進します。

「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を推進し、学校教育にとどまらず、町全体が結びつきをさらに強め、幼児から高齢者までが生涯にわたって互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システムへの取り組みを行います。

また、児童生徒がより良い環境の中で教育を受けることができるよう、学校教育の環境整備を進めるとともに、今後の児童生徒数等の状況を踏まえて、学校のあり方について検討を行います。

主な 施策

1 学校教育の充実

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力の向上と、児童生徒への幅広い学びの提供を推進します。
- 各学校における「豊かな体験活動の充実」を図り、多様な価値観にふれる機会や交流を通して、社会性や豊かな心等、非認知的能力を育むことができる学校教育を推進します。
- 学校教育を通して、児童生徒がたくましく生きるための基礎となる、健康づくりや体力づくり推進します。
- 学校と保育所が連携をとり、子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた教育を実施します。
- 不登校・いじめの未然防止に努めます。
- 富崎大学との連携協定を締結したことで、**G授業**【※2】のさらなる充実や教員の確保に努めます。

2 郷土教育・地域と連携した教育の推進

- 「五ヶ瀬町教育グランドビジョン」を推進し、学校や地域が一体となって、生涯学び続けることができる地域づくりを推進します。
- 本町の魅力について知る郷土教育を地域と連携して推進し、児童生徒が町に対して抱く愛着や誇りを育成し、将来的に「五ヶ瀬に貢献したい」と考える児童生徒の育成を図ります。
- コミュニティ・スクール**【※3】を導入し、学校運営協議会を中心に、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む体制を整備します。
- 児童の健全育成のため、地域全体で子どもたちを見守り、地域活動の参加の呼びかけや、学校運営への地域の参画を図ります。
- わくわくランチサービス等、学校給食を活用した児童生徒と地域住民との交流の促進を図ります。
- 地域や家庭が連携し、青少年教育や幼児の保護者を含めた家庭教育を推進します。

【※1】**GIGAスクール**…GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略。令和元年（2019）に文部科学省が発表した、学校教育におけるICT環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台のパソコン・端末の普及を目指すもの。

【※2】**G授業**…五ヶ瀬町独自の集合学習の形態。4つの小学校の児童が集まり、4つの小学校の先生方が指導者となり、授業を行う。保育所から中学校3年まで、年間計画に沿って、豊かな体験活動を中心に授業を展開し、年間各学年10回程度実施している。

【※3】**コミュニティ・スクール**…学校と保護者や地域住民が協働し、学校運営に意見を反映させる仕組み。



3 時代の変化に対応できる人材の育成

- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを重視し、変化する社会の中で、自らの知識や思考力、人間性を最大限に發揮できる「生きる力」を育むことができる学校教育を推進します。さらに Society5.0 に対応できる教育環境の充実に取り組みます。
- 学校教育における情報教育の推進や、GIGA スクール構想に基づく校内 LAN 環境整備、1人1台端末整備等の ICT 環境の整備を行い、児童生徒の ICT 活用能力を育むとともに、教職員の ICT を活用した指導力の向上を図ります。
- 英検の無償化やデジタル教材の導入を促進し、外国語教育の充実を図り、国際的な感覚を養うとともに、グローバルに活躍する人材の育成に努めます。
- 五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**【※1】を活用し、児童生徒海外派遣事業、奨学金事業、芸術・文化体験事業、教育現場支援事業に取り組み、本町から世界に羽ばたく人材の育成や郷土愛を育む教育を進めます。

4 よりよい教育環境の整備

- 子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、また、災害時の緊急避難場所として機能するよう、学校施設の補修・整備、維持管理を実施します。
- 登下校の子どもに向けた通学路の安全確保に努めます。
- 学校施設の開放と利活用を図ります。
- 開かれた学校づくりを推進する中で、地域や保護者等の声を学校経営に活かすために、令和3年度より学校運営協議会を町内すべての学校に設置し、コミュニティ・スクールを導入します。
- 教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進します。
- 特別支援教育の充実を図るために、関係機関と連携を図りつつ、県が推進するエリアサポート事業を有効活用し、教職員の資質向上に努めます。
- 学校給食の充実を図り、子どもたちの健全な発達を促進します。
- 遠方の児童生徒が通学に利用するためのスクールバスの運行を継続し、保護者の負担軽減を図るとともに、安全な運行確保に努めます。

【※1】**五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**…五ヶ瀬町の学校教育及び社会教育の振興のため、五ヶ瀬町出身の佐伯勝元氏からの寄付金を基にして設置された基金。



G授業の様子

■ 小中学校の学級数及び生徒数（各年4月現在）

小学校の生徒数の推移をみると、令和2年では150人で、平成22年から令和2年にかけて、106人の減少となっています。中学校の生徒数も同様に減少しており、令和2年では65人で、平成22年から令和2年にかけて55人の減少となっています。

学校名	平成22年		平成27年		平成31年		令和2年	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
	(学級)	(人)	(学級)	(人)	(学級)	(人)	(学級)	(人)
坂本小学校	6	43	4	34	4	31	4	34
三ヶ所小学校	6	106	6	72	7 (特1)	66	7 (特1)	60
上組小学校	6 (特1)	54	4 (特1)	37	3	24	4 (特1)	15
鞍岡小学校	6 (特1)	53	4	30	5 (特1)	37	5 (特1)	41
小学校計	24	256	18	173	19	158	20	150
五ヶ瀬中学校					4 (特1)	66	4 (特1)	65
三ヶ所中学校	3 (特1)	87	3	84				
鞍岡中学校	3 (特1)	33	3	20				
中学校計	6	120	6	104	4	66	4	65

※「三ヶ所中」と「鞍岡中」は平成28年4月に「五ヶ瀬中」として統合 資料：教育委員会
※表中の（特）は特別学級数を示す

関連指標

「全国学力・学習状況調査」「みやざき小中学校学力調査」における全国比・県平均値との比較

現状値
(令和2年)
小学6年生
+7点
※令和元年度

5年後
(令和7年)
目標値
小学6年生
+10点

10年後
(令和12年)
目標値
小学6年生
+10点

方向性
►►増加

中学3年生
+36点
※令和元年度

中学3年生
+30点

中学3年生
+30点

方向性
►►増加

五ヶ瀬教育グランドビジョンにおける「学校教育」領域の達成度

70.0%

80.0%

90.0%

方向性
►►増加

学校に対する満足度
(学校評価制度に係る保護者アンケート)

3.38点
※4点満点中

3.50点
※4点満点中

3.60点
※4点満点中

方向性
►►増加

基本目標4

豊かな人・心を育む

2 社会教育の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

社会教育は生涯にわたる学習機会の提供や、地域社会の連帯感の醸成という重要な役割を持つことから、青少年から高齢者までを対象に、幅広く事業を進めていく必要があります。そのため、公民館組織、青年団組織、PTA・教育振興会等との連携・協調を積極的に推進するとともに、自主的な活動を展開できるよう、それぞれの分野でのリーダー育成と組織体制づくり、多くの住民が楽しみながら参加できる事業の考案等が求められます。

生涯学習については、町による活動支援を実施していますが、今後は幅広い住民の参加を促進し、活動のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、社会教育の推進を図るには、活動の拠点となる社会教育施設等が重要な役割を果たすとともに、計画的な整備・改修を行っていく必要があります。

特に、図書館は社会教育の中核を担う施設ですが、本町の図書室は五ヶ瀬町民センターの一角に設置されており、図書館としての機能が十分でないことから、図書館機能の充実を図る必要があります。

施策の 基本 方針

幼児から高齢者まで生涯にわたり、互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システム「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通じて、個々に適した生涯にわたる学習の場を提供するとともに、地域・学校・家庭が一体となって豊かな心や深い郷土愛を育んでいきます。

また、住民の身近な学習の場、交流の場として、生涯学習の拠点となる社会教育施設等の充実を図ります。



移動図書車（KITORASU号）

主な 施策

1 生涯学習・各区公民館活動の促進

- 各区公民館の自主的な社会教育活動への支援を行います。
- 生涯学習関係団体・組織の育成とネットワークの形成を図ります。
- 生涯学習講座の充実に向け、情報の収集や指導援助体制の充実を図ります。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を開催します。

2 人材の育成及び協働の推進

- 各区公民館長の研修充実を図ります。
- 公民館組織、青年団組織及びPTA・教育振興会等と連携・協働し、人材の育成を図るとともに、多様な人材が活躍できる場を創出します。

3 青少年教育の推進

- 青少年育成組織の活動や、地域活動の充実を通して、健全な青少年育成を推進します。
- 郷土教育の充実と教材の作成・活用を図ります。

4 社会教育施設の整備

- 社会教育施設の改修及び適正運営を図り、安全で有効な活用を促進します。

5 生涯の学びと暮らしに役立つ読書環境づくりの促進

- 図書館機能の充実を図り、多様化する住民のニーズに応えることができる図書館を目指します。
- 宮崎県が推進する「日本一の読書県」を目指した環境整備を図ります。
- 「五ヶ瀬町読書活動推進計画」に基づき、住民の読書活動の推進を図ります。
- 移動図書カー「ごかせマルシェ」の運行を継続し、住民の読書活動を推進します。

関連 指標

	現状値 (令和2年)	5年後 (令和7年) 目標値	10年後 (令和12年) 目標値	方向性
町立図書室での 本の貸し出し冊数	年間 2,407 冊	年間 2,700 冊	年間 3,000 冊	►増加
生涯学習自主講座 開催回数	年間 270 回	年間 285 回	年間 300 回	►増加

基本目標4

豊かな人・心を育む

3 スポーツの振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町ではスポーツの振興施策として、体力づくりバレー大会、ソフトボール大会、町民駅伝競走大会及び小学生ロードレース大会を毎年開催しています。また、スポーツをより身近なものとするために、五ヶ瀬町体育協会を中心に各種事業を展開し、スポーツに親しむ場の創出を図っているほか、スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努めています。

今後も、より多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや生涯スポーツに取り組める環境づくりが必要です。また、**ニュースポーツ**【※1】やレクリエーション活動における指導者の育成も課題となります。

施策の 基本 方針

「世界共通の人類の文化」であるスポーツを起点として、住民一人ひとりの健康増進を深めるとともに、子どもから高齢者までが自らに適した運動を楽しめる環境づくりに努めます。また、施設環境の充実や指導力の向上を促し、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を誰もが味わうことができる機会の創出を進めます。

「Gパーク」合宿受け入れ協力会を中心に、住民と連携した受け入れ体制の強化・充実を図り、施設老朽化に伴う改修を計画的に行い、HP や広告等により情報を発信するなど、さらなる合宿環境づくりに努めます。



フロアカーリング

主な 施策

1 地域内スポーツの振興とスポーツ指導力の向上

- 子どもから高齢者まで、誰もが自身に適した運動を楽しめるスポーツ環境づくりに努めます。
- スポーツを通した住民一人ひとりの体力づくり・健康づくりを促進します。
- スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努め、資質の向上を図ります。
- ニュースポーツやレクリエーション活動の指導者育成や、普及を図ります。
- スポーツ少年団をはじめとした各種スポーツ団体への指導力向上に努め、「スポーツで輝くことのできる五ヶ瀬町」の実現を目指します。
- 体育協会の機能充実を図るとともに、各競技団体・組織等の強化と連携を強め、競技力向上やスポーツ活動の普及・振興に努めます。
- 姉妹町である北海道新得町発祥の「フロアカーリング【※2】」を通じた交流を図ります。

2 スポーツ活動を通した地域活性化

- Gパークでの合宿受け入れや、スキー場利用者の宿泊促進に向けた体制整備を行い、宿泊業や飲食業を中心とした地域経済の活性化を図ります。
- 各学校体育館や荒廃の館等、既存施設を利用した合宿の受け入れを検討し、町内の受け入れ体制の拡充を図ります。
- 本町の自然環境を有効活用できるトレイルラン【※3】やクロスカントリー競技等の誘致を推進します。
- 本町の山の幸を使った料理や弁当等、アスリートフード【※4】の開発を検討します。

【※1】 ニュースポーツ…競い合うことよりも誰でも気軽にすぐに楽しむことのできる目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

【※2】 フロアカーリング…北海道上川郡新得町生まれのニュースポーツ。季節や天候に左右されない室内競技で、木製のターゲットを的にキャスター付きの木製のフロッカーを送球し、得点を競うもの。子どもからお年寄りまで、男女を問わず誰でも手軽に楽しめるスポーツ。

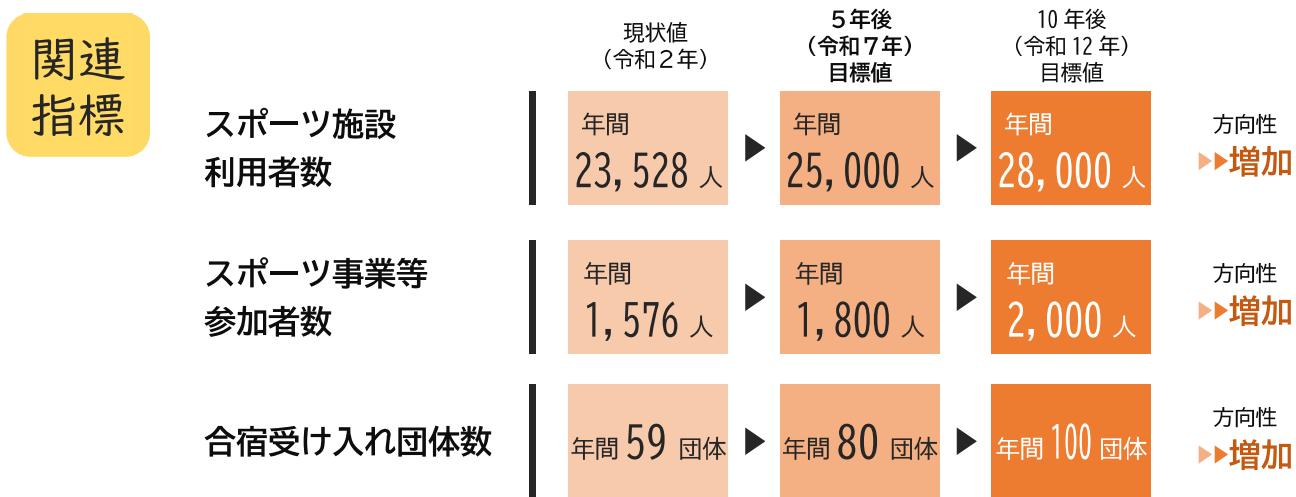
【※3】 トレイルラン…トレイルとは登山道や林道などを意味し、場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然の中を走るアウトドアスポーツ。

【※4】 アスリートフード…スポーツに取り組んでいる人が体づくり等を目的として必要とされる食事のこと。



3 社会体育施設の整備

- 各種社会体育施設について、多くの方に利用してもらうため、計画的な整備・改修を行うとともに、備品等の充実を図ります。
- Gパーク内芝生の養生期間を設定し、維持管理コストの縮減を図ります。
- 各種大会の実施に向けた施設整備を行います。





Gパーク



合宿の様子（宮崎銀行女子陸上部）



基本目標4

豊かな人・心を育む

4 歴史文化の継承と芸術文化の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

昨今、人々の生きがいづくりや心の豊かさの向上が求められており、文化活動に対する重要性がますます高くなっています。

町が支援する文化協会においては、舞台部門、作品部門の合同発表会を開催し、芸術・文化振興を図っています。また、本町には国指定の重要無形文化財「荒踊」をはじめ、神楽、棒術、団七踊りなどの郷土芸能が各地に伝承されており、地域の行事とともに次世代へと伝えられています。

しかしながら、過疎化や高齢化に伴う人口減少により、新たな担い手を確保することが難しく、これが地域の課題となっています。さらに、情報化社会の中で、地域の歴史文化・芸術に関する情報の発信が求められています。

また、個人で所有する歴史資料等の一部は自然の恵み資料館で保管されていますが、町内には多くの歴史資料があり、今後の保存・管理を検討する必要があります。

施策の 基本 方針

本町には「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史とともに、郷土芸能をはじめとする国指定・県指定・町指定の有形・無形の文化財があります。これらの貴重な歴史・文化遺産を保存するとともに、未来へと継承する担い手を育成します。さらに、地域を越えた積極的な文化活動を推進し、本町の魅力ある歴史・文化を広く情報発信します。



荒踊

主な 施策

1 文化財や郷土芸能の保存・継承

- 郷土芸能を保存・継承していくため、保存会における後継者の育成を支援します。
- 郷土芸能に関する資料の整備保存、衣装用具の更新を支援します。
- 各地区における伝統行事やイベントを継続的に実施できるよう支援します。
- 「荒踊」のユネスコ無形文化遺産【※1】登録に向けた取り組みを支援します。
- 文化財保存調査委員会の活動を推進します。
- 文化財の県・国による指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定史跡・文化財の保護・管理に努めます。
- 未指定文化財については調査を行い、指定文化財への検討を行います。
- 文化財や郷土芸能の情報を、町のホームページ等を活用し町内外へ発信します。
- 町内史跡・文化財・地域資源マップの作成を行い、観光ルートの整備に活用します。
- 学校での教材等を活用し、子どもたちへの文化教育を推進します。
- 他地域との文化・郷土芸能の交流を積極的に支援します。

2 芸術・文化活動の振興・交流

- 文化協会と連携し、芸術・文化の振興を推進します。
- 芸術・文化活動の振興・交流のための機会創出に努めます。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を開催します。

3 歴史資料の保存

- 保存期間を経過した町の公文書等や音声データ、映像データを歴史資料として保存活用するとともに、保存施設を整備します。
- 現在行っている町史再編纂については、広く利活用を図ります。

関連 指標

	現状値 (令和2年)	5年後 (令和7年) 目標値	10年後 (令和12年) 目標値	方向性
未指定文化財の 調査・指定	累計 40 件	累計 45 件	累計 50 件	▶増加
郷土芸能保存団体の 活動人数	年間 180 人	年間 190 人	年間 200 人	▶▶増加
文化協会の活動人数	年間 80 人	年間 90 人	年間 100 人	▶▶増加

【※1】ユネスコ無形文化遺産…人から人へと継承される芸能や祭礼、伝統工芸などを対象に、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産保護条約に基づき、登録されたもの。

基本目標4

豊かな人・心を育む

5 人権尊重・男女共同参画の推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

人権は誰もが幸せに暮らすために、保障されている権利です。そのため、あらゆる差別や人権侵害を解消し、性別に関わらず個人として尊重される社会の実現を目指す必要があります。

本町では、学校教育における人権教育の一環として、差別・いじめをテーマにした人権教室を実施しており、幼少期からの人権教育を推進するとともに、多様な選択を可能とする教育と学習を充実させています。今後は、家庭・地域・職場等において、男女共同参画、多文化共生、ハラスメント^{※1}防止等についての教育・学習・研修等を行い、啓発を進めていく必要があります。

現在、町では男女共同参画社会づくりの一環として、住民向けの研修会や講演会を開催し、庁内においても各種研修会を実施しています。また、地域においては男女共同参画推進委員の活動を充実し、男女共同参画の推進を図っています。

SDGsにおいても「ジェンダー平等」が目標として掲げられている中、ジェンダー平等や女性活躍を社会に浸透・定着させていくためには、幅広い層の世代が関心を持ち、協力していくことが不可欠です。若者、女性、高齢者、外国人を含めた多様な人材の能力を最大限に引き出しながら、より一層の周知と活動の充実を図る必要があります。

施策の 基本 方針

様々な人権問題の存在を周知し、正しい知識を身につけることで、人権における偏見を排除し、人権意識を高めていきます。そのために、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき五ヶ瀬町人権教育基本方針及び人権教育推進計画を策定します。

幼少期から人権尊重に関する正しい知識を得ることができるように、学校教育と社会教育の面から、人権尊重に望ましい価値観を醸成し、よりよい人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルの習得を目指した施策を推進します。

また、誰もがありのままの自分を表現することができ、自身の個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、男女がともに働きやすい環境の整備と人材育成、登用機会の均等を推進します。

五ヶ瀬町男女共同参画基本計画の基本理念である「共に 認め合い 自分らしく 笑顔あふれるまち」を合言葉に、お互いを尊重し合い、支えあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会をつくり、すべての住民が、笑顔あふれて自分らしく、いきいきと暮らすまちづくりを進めます。

主な施策

1 人権についての教育・啓発の推進

- 多様な人権問題について、地域社会や職場等、様々な場所や機会において正しい知識を周知・啓発し、住民の人権意識向上を図ります。
- 幼少期からの人権教育を推進し、人権・同和問題の正しい理解に向けた教育・啓発活動を進めます。
- 多文化共生や **LGBT** ※2 等、近年新たに課題として考えられるようになった人権等に関する諸課題について、正しい知識や考え方の啓発を行います。

2 人権擁護の推進と相談支援体制の充実

- 人権擁護委員による相談体制の充実を図ります。
- 不当な差別や職場等でのハラスメント、DV等の暴力・虐待、学校でのいじめなど、人権問題の早期把握に努めます。

3 男女共同参画の推進

- 職業生活における男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び女性の活躍推進を促進します。
- 家庭、学校、職場、地域等に対して男女共同参画意識の啓発活動を進めます。
- 職場における育児、介護休業等の定着促進を図ります。
- あらゆる分野における政策決定過程への女性の参画拡大を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実践を促進します。
- 持続可能な組織を創る女性リーダーの育成を図ります。

関連指標



【※1】ハラスメント…相手に不快感や実質的な損害を与える言動の総称。相手に対して優位な立場にあることに起因する「パワーハラスメント」や、相手に対して性的な嫌がらせを行う「セクシャルハラスメント」等が挙げられる。

【※2】LGBT…Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字を組み合わせた表現のこと。



第5章

基本目標 5

持続可能な まちづくりを 推進する

施策の分類	主な施策
1 効率的な行財政運営	効率的な行政運営の推進 健全な財政運営の推進と財政基盤の確立 土地の有効活用 職員資質の向上 ICT を活用した行政サービスの推進
2 持続可能な地域づくりの推進	持続可能な地域社会の形成 コミュニティ施設の整備 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
3 情報化社会の構築	情報通信基盤の整備 行政の情報化の推進 広報・広聴の充実 情報教育・啓発の推進

基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

1

効率的な行財政運営

対応する
SDGs



現状 と 課題

地方分権の進展により、地方自治体には自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行する、自立した行政運営が求められています。

本町ではこれまで「住民参加のまちづくり」を掲げて住民に開かれた行政運営を行っており、行政計画においては、住民ニーズにあった計画の策定と遂行に努めています。また、その計画の進捗評価を行い、事務作業の効率化や行政サービスの質の向上につなげるとともに、町のホームページにて進捗評価の公表を行っています。

また、自治体業務におけるICTの活用が全国的に推進されています。本町においても、事務処理の電子化やマイナンバーの活用等による効率的な行政運営・住民サービスの向上に努めています。

財政運営については、行財政改革や町有地の売却、事業費の見直しを進めるなど、財政の立て直しを図り、比較的安定した財政運営を進めていますが、大規模事業等の実施に伴う財源確保と将来的に安定した財政運営を図る必要があります。

人事の適正配置と職員資質の向上については、人口減少社会において主体的に活躍できる職員の育成や、専門知識やスキルを有する人材の適正配置について検討する必要があります。

施策の 基本 方針

財政状況は厳しい状況ですが、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応した行政機能の構築が必要です。行政においては、分権型社会の実践形として地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にさせる体制づくりや、分権改革提案機能充実のための人材育成を図ります。

財政においては、統一的な財務書類による財政分析及び健全な財政運営の指針となる財政計画の見直しを図ります。財務諸表を活用し、財政分析を進め、健全な財政運営を図ります。

町有固定資産台帳の分析を行い、その有効活用及び適切な処分を実施します。特に宅地の確保に向けた取り組みを実施し、移住・定住の環境整備を行います。

地籍調査の継続に向け、次年度以降の未調査地区には事前に土地の確認や隣接する土地所有者の確認をするよう周知・啓発をし、次期調査遂行の協力を得ます。

課税の公平公正化を図るとともに、課税客体の把握に努めることで、税収確保のための滞納整理を効果的に行います。

公金管理においては、適正な管理を行いつつ、基金を活用し、収益性を見極めた資金運用を進めます。また、町税等収納対策及び行政サービスの一環として、町税等のコンビニ収納^{※1}の検討を行います。

主な 施策

1 効率的な行政運営の推進

- 総合計画に基づいた「まち・ひと・しごと総合戦略」を推進するとともに、施策評価等を行い、効率的な事業実施を促進し、その結果について、住民への情報公開を行います。
- 住民にとってわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- 近隣自治体との広域連携により、**スケールメリット**【※2】を活かした情報共有やサービスの充実を図ります。
- 姉妹町である北海道新得町との交流の促進を図ります。
- 事務事業等について、民間に委託可能であるかの検証を行った上で、積極的な民営化、事業委託等を検討します。
- 町税等について、コンビニ収納や**キャッシュレス決済**【※3】ができるサービスを検討します。
- 公共施設の管理・運営を見直し、民間のノウハウを活かしたさらなる効率化を図ります。
- 地域組織検討委員会を継続して開催し、行政事務連絡の効率化を検討します。
- 行政事務上の区長制度と社会教育上の公民館長制度のあり方の検討を進めます。

2 健全な財政運営の推進と財政基盤の確立

- 統一的な財務書類の作成により、町財政の分析を進めます。
- 公有財産の見直し・有効活用を図り、健全な財政の運営を図ります。
- 公共施設の維持・運営に必要なコストを分析し、長期的な視点に立った施設管理・活用を進めます。
- **ネーミングライツ（命名権）**【※4】の導入について検討するとともに、使用料や広告料について使用者（利用者）負担の視点から見直しを検討します。
- 産業振興による住民の所得向上や、企業誘致による税収の増加を図り、財政基盤の強化を図ります。
- 税等の収納率向上へ向けて、関係各課による連携を強化し、全庁的な徴収体制を確立します。
- 「第3セクターの経営健全化に関する指針」及び各「第3セクター経営健全化方針」に基づき経営健全化を目指します。

【※1】**コンビニ収納**…各種物販代金や税金、公共料金等の支払いをコンビニで行うことができるサービス。

【※2】**スケールメリット**…規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

【※3】**キャッシュレス決済**…支払い手段として、現金ではなく、クレジットカードや電子マネーなどによる電子的な決済手段を用いること。

【※4】**ネーミングライツ（命名権）**…自治体が持つ大型の運動施設やホールなどの命名権を企業等が買い取り、企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利。



3 土地の有効活用

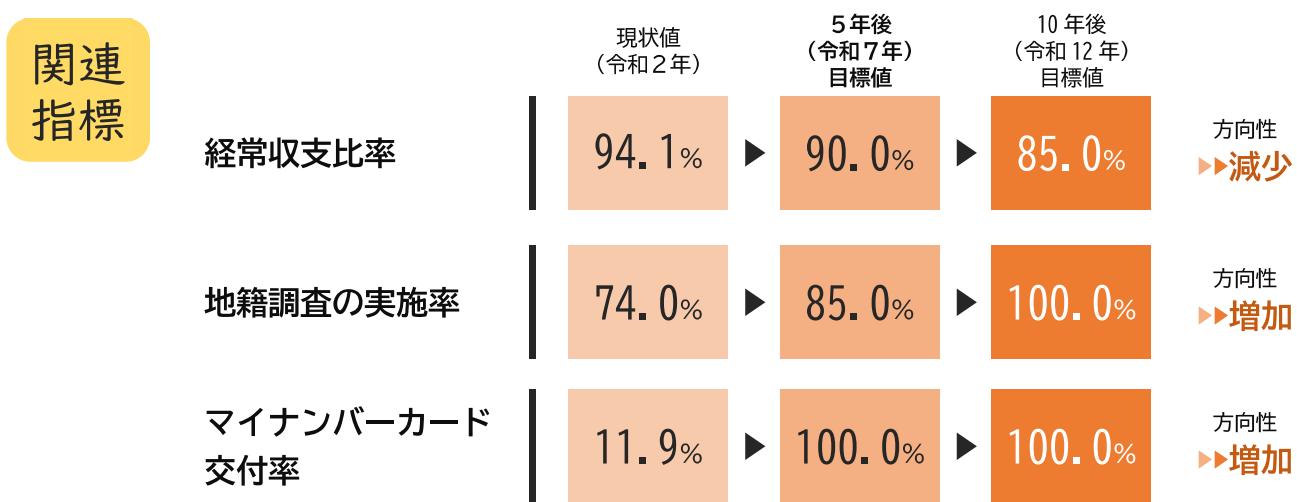
- 町有固定資産台帳の更新を行い、資産分析を進めます。
- 町有固定資産台帳を基に関係各課と情報共有を図りながら、利用・処分を進めます。
- 地籍調査を継続的に実施するにあたり、土地所有者の高齢化や世代交代により所有者が不明確な土地が増えてきているため、GPS や航空写真画像を活用し、調査の完了を図ります。

4 職員資質の向上

- 人材育成基本方針の改定を行います。
- 人事評価制度や職員研修を活用した、職員の自己啓発を図ります。
- 職員一人ひとりの、長期的な視点に立った政策形成能力の向上を図ります。
- 地方分権の進展や高齢化の進行などの社会環境の変化に対応できるよう、職員の能力の向上と組織の能力向上を図る職員研修を計画的に実施し、個人と組織の能力向上を同時に図る取り組みを行います。
- 職員の資質向上に向けて、民間や他自治体との人事交流や長期研修の実施を検討します。

5 ICT を活用した行政サービスの推進

- 紙資料の電子化や、事務事業への ICT の導入を検討し、業務の効率化を推進します。
- マイナンバーカード【※1】の普及に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した各種手続きの利便性の向上などに努めます。
- AI、RPA【※2】の導入による業務の効率化及び住民サービスの質の向上を目指します。



【※1】マイナンバーカード…各個人のマイナンバーと姓名などの情報が記された IC カードのこと。日本において住民票を有する全員に一人一つの番号を付す社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、交付された。

【※2】RPA…「Robotic Process Automation」の略。人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。



新庁舎イメージ図



坂本地区ワークショップ



基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

2 持続可能な地域 づくりの推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町の集落は、各地域の川沿いや山間部の狭隘な土地に、大小様々な形で点在しています。これまで町道や集落道などの道路網の整備や生活改善センターを建設し、利便性の向上、コミュニティ活動の場の確保に努めてきました。

一方、人口減少・少子高齢化により、地域における互助・共助や、集落の自治機能の維持が困難となってきています。そのため、将来的な人口維持を見据えて、人口獲得に向けた取り組みや、地域を維持していくことができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

本町では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の人口維持や活力維持に向けた施策を展開しています。今後も地域住民が主体となり、移住・定住人口獲得に向けた地域の魅力づくり・魅力発信を進めることが重要です。

また、高度化・多様化する住民ニーズや、様々な地域課題に対して、行政と住民の適切な役割分担に基づいた地域づくりを進めていく必要があります。

施策の 基本 方針

持続可能な地域社会を実現するため、地域の自主性や個性を活かした住民主体での地域づくりを進め、自助、共助、公助の補完性の原則を基本とした協働のまちづくりの基盤を構築します。そのため、地域が持つあらゆる力を結集する地域づくり協議会を組織化するとともに、地域づくり計画の立案により地域の将来像を共有します。

人口減少に伴い、現在の行政区等の組織のあり方を見直し、組織統合・再編も視野に入れながら、地域コミュニティのあり方を検討していきます。

また、地域が置かれている状況を把握し、地域資源の活用や定住を促進するための人材育成や、地域づくりに関する研修会等を通じ、住民との連携を図りながら、将来に向けた協働型地域づくりの展開を図ります。

主な 施策

1 持続可能な地域社会の形成

- まちづくりにおける基本理念を明らかにした「自治基本条例」を制定します。
- 概ね小学校区に1つの地域づくり協議会を組織化し、住民自治システムの構築を目指します。
- 職員と住民が、ともにまちづくりに関わることができる仕組みづくりを行います。
- 自主的な活動を活性化するため、地域づくりのリーダーなどの人材育成を支援します。
- 買い物や通院などに利用できる、移動支援体系の構築や、地域の拠点形成を推進します。

2 コミュニティ施設の整備

- コミュニティ活動の拠点となる集会施設等について、住民の交流の場として安心・安全に利用できるよう、防災面にも配慮した施設の維持管理を行います。

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- 「五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、行政・地域が一体となり、人口維持に向けた取り組みを推進します。
- 担い手不足の解消を図るため、**関係人口**【※1】創出に取り組み、担い手の確保だけでなく地域の課題解決や将来的な移住者の増加につなげます。

関連 指標



【※1】**関係人口**…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わることのこと。



鞍岡地区地域づくり協議会準備委員会（しめ縄づくり）



基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

3 情報化社会の構築

対応する
SDGs



現状 と 課題

情報通信処理技術(ICT)の急激な発達やスマートフォンの普及により、あらゆる情報をいつでもどこでも入手することが可能となりました。また、Society5.0の実現に向けて、様々なモノやサービスがインターネットを介してつながるIoT(Internet of Things)技術の普及が全国的に進んでおり、日常生活においても大きな変化をもたらしています。

そのため、これらの情報通信網等は、生活において必要不可欠な社会基盤となっています。

本町の情報通信基盤については、地形的な要因で情報通信環境の整備の遅れや情報格差が生じており、地域に応じた情報通信環境の整備が必要となっています。そのため、特に中山間地における難視聴区域及び高速通信網等の整備を行っており、町内全域における光ケーブルの整備の他、防災無線のデジタル化を図っています。

広報・広聴においては、広報「五ヶ瀬」の発行をはじめ、町ホームページや行政事務連絡会を通じて町政情報を発信し、住民に対して細やかな情報提供に努めています。また、ホームページ上の施設利用の予約状況の提供や、定期的な行政情報の発信を行います。広聴については、意見交換や情報提供の場として、町政座談会等を実施しています。

今後、住民ニーズを町政に反映するため、広聴機能を活用し、行政と住民の情報・アイデアを共有していく必要があります。また、観光情報や、移住・定住につながる情報発信の手段として、ホームページの他にSNSや動画配信サイト等の活用の検討が必要です。

施策の 基本 方針

情報通信網を利用した行政サービスの充実及び行政が行っていることを周知する広報手段としての充実を図ります。

また、高度化する情報通信技術に対応するため、**情報モラル教育**※1や、情報セキュリティに関する知識を深めるための施策を推進します。

町広報紙・町ホームページ・防災無線等を積極的に活用することにより、行政情報や、他の住民生活に不可欠な情報の迅速かつ的確な提供に努め、日常生活におけるさらなる利便性の向上を目指します。情報発信については、観光・交流の展開にも必須であることから、戦略的かつ積極的な展開に努めます。

また、議会について、その活動が住民に開かれたもので、かつわかりやすい議論となるよう努めるとともに、より多くの住民が町政に関心を持ってくれるよう、議会報を通じて町政に係る様々な情報や多様な意見を周知していきます。議会報告会についても、より多くの人に参加してもらうよう開催方法の検討を行います。

主な 施策

1 情報通信基盤の整備

- 町内全域に敷設した光ケーブルの維持・管理を支援します。
- 住民による光ケーブルの利用促進に向けて、利用方法の周知や契約方法の説明を行います。
- 観光客による利用や、情報通信処理技術（IoT）の活用を見据えたネットワーク環境整備の推進を検討します。

2 行政の情報化の推進

- 「災害対策情報集約システム」を活用し、行政情報や気象情報、災害情報を速やかに伝達できる環境を整備します。
- 防災無線のデジタル化を図り、「五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム」の整備を進め、住民誰もが防災情報を受け取ることができるよう、情報通信基盤の整備を図ります。
- 防災無線の効率的な利活用について検討します。

3 広報・広聴の充実

- 広報紙や町ホームページ、SNS アプリのさらなる充実や新たな SNS アプリの活用を図り、町政情報の発信を行います。
- 住民参加型の広報企画を連載し、住民が行政施策に関心が持てるよう工夫します。
- 五ヶ瀬町情報公開条例に基づき、適切な情報公開・公文書管理を行います。
- 町政座談会や各種団体等との意見交換会を実施し、住民ニーズの把握に努めます。
- 住民意見を町政に反映する体制づくりを進めます。
- 観光振興や移住・定住の促進に向けて、ホームページ等を活用した PR やシティプロモーション【※2】を推進します。
- 各種報道機関と連携したパブリシティ（広報活動）の拡充を図ります。

4 情報教育・啓発の推進

- 住民の誰もが等しく、安心して情報通信技術による利便性を享受できるよう、情報モラル教育や情報セキュリティ教育を推進します。

関連 指標

情報化に関する
講習会の開催数

現状値
(令和2年)

年間 0 回

5年後
(令和7年)
目標値

年間 3 回

10年後
(令和12年)
目標値

年間 3 回

方向性
►増加

【※1】情報モラル教育…情報社会で適正な活動を行うため、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指導すること。

【※2】シティプロモーション…地域の活性化に向けた様々な取り組みを通して、自治体の知名度向上を図る取り組み。

資料編

Materials

- 策定経過
- 諮問・答申
- 五ヶ瀬町総合計画の施策と
SDGs の 17 のゴールとの関連
- 五ヶ瀬町総合計画審議会条例
- 各種委員名簿
- 策定ワーキングの結果

資料編

策定経過

年月日	会議等	内 容
令和元年 6月3日	第1回策定委員会	第6次総合計画策定方針、策定スケジュールについて
令和元年 7月17日	第2回策定委員会	委託業者の選定・決定
令和元年 8月9日 ～10月15日	町民アンケート調査	まちづくりに対する住民の意向を反映させるため、中学生以上を対象にしたアンケートを実施
令和元年 11月5日	第3回策定委員会	町民アンケートの実施状況、まちづくり報告会について
令和元年 11月26日	まちづくり報告会〔鞍岡地区〕	町民アンケート調査の結果、人口分析結果をもとにした講演、意見交換
令和元年 12月11日	第4回策定委員会	町民アンケートの結果、各課ヒアリングについて
令和元年 12月18日	まちづくり報告会〔三ヶ所地区〕	町民アンケート調査の結果、人口分析結果をもとにした講演、意見交換
令和2年 1月14日	まちづくり報告会〔桑野内地区〕	町民アンケート調査の結果、人口分析結果をもとにした講演、意見交換
令和2年 1月15日	職員説明会	町職員を対象として、総合計画の策定スケジュールや作業内容等の説明
令和2年 1月22日	まちづくり報告会〔坂本地区〕	町民アンケート調査の結果、人口分析結果をもとにした講演、意見交換



まちづくり報告会（鞍岡地区）



まちづくり報告会（桑野内地区）



まちづくり報告会（坂本地区）



まちづくり報告会（三ヶ所地区）

年月日	会議等	内 容
令和2年 5月 25日	第5回策定委員会	総合計画審議会について、策定ワーキングについて
令和2年 5月 27日	第1回総合計画審議会	総合計画審議会へ諮問、第6次総合計画策定方針、策定スケジュールについて
令和2年 6月 17日	第1回策定ワーキング	町長講話、現状と課題について
令和2年 7月 20日	第6回策定委員会	総合計画（中間案）、施策進捗評価・事務事業評価について
令和2年 7月 27日	第2回策定ワーキング	まちづくり講話
令和2年 8月 4日	第2回総合計画審議会	第5次総合計画の検証結果、第6次総合計画（中間案）
令和2年 8月 28日	第3回策定ワーキング	仕事づくりワークショップ
令和2年 9月 14日	第4回策定ワーキング	魅力発見・情報発信ワークショップ
令和2年 9月 25日	第7回策定委員会	基本計画（素案）、将来人口について
令和2年 10月 2日	第5回策定ワーキング	S D G s ・将来像（キャッチフレーズ）（案）ワークショップ
令和2年 10月 8日	第8回策定委員会	総合計画（素案）、指標設定について
令和2年 10月 14日	第3回総合計画審議会	第6次総合計画（素案）、将来像について
令和2年 10月 29日 ～ 11月 15日	パブリックコメント【※1】の実施	第6次総合計画（案）に対するパブリックコメントの実施（意見0件）
令和2年 11月 6日	第9回策定委員会	第6次総合計画（案）、指標設定について
令和2年 11月 17日	第4回総合計画審議会	第6次総合計画（案）、パブリックコメントの結果、答申（案）について
令和2年 11月 18日	総合計画審議会からの答申	総合計画審議会から答申書の提出
令和2年 11月 26日	第10回策定委員会	第6次総合計画（案）、議会への上程について
令和2年 12月 8日	第4回五ヶ瀬町議会定例会で議決	



第1回審議会の様子



第4回審議会の様子

【※1】パブリックコメント…行政機関が政策や規則等を制定するにあたって、事前にその案を示し、それについて広く住民から意見や情報を募集すること。

資料編

諮詢・答申

■ 諒問書

五企発第102号
令和2年5月27日

五ヶ瀬町総合計画審議会会長 様

五ヶ瀬町長 原田俊平

五ヶ瀬町総合計画について（諒問）

貴審議会に対し、五ヶ瀬町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諒問します。

記

1 諒問事項

第6次五ヶ瀬町総合計画の策定について

2 諒問理由

五ヶ瀬町は、平成23年度に施行した第5次五ヶ瀬町総合計画に基づき、「人の心を大切にする町」をコンセプトとして、「人間性回復のまちづくり」、「循環型低炭素社会の実現」及び「分権型社会への対応」の3つを重点戦略と位置付け、「ずっと五ヶ瀬 やっぱり五ヶ瀬～ありがとう あふれる笑顔～」を合言葉に町民と行政が一体となったまちづくりに取り組んでいるところです。

平成27年度には、国内外の社会情勢を反映し、後期計画の策定を行い、国の地方創生の取り組みに伴う「しごとの創出」や「子育ての支援」など人口減少社会に歯止めをかける施策や、平成27年12月に認定を受けた世界農業遺産に関連する取り組みなど、近年の新たな展開に対応する施策等も盛り込み、取り組んでいるところです。

こうした中、第5次五ヶ瀬町総合計画が令和2年度をもって終了することから、五ヶ瀬町が目指すべきまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢や町民ニーズの変化等を的確にとらえた新たなまちづくりの指針である第6次五ヶ瀬町総合計画を策定する必要があります。このことから、広範な意見をもとにご審議いただきたく、貴審議会に諒問いたします。

■ 答申書

令和2年11月18日

五ヶ瀬町長 原田俊平様

五ヶ瀬町総合計画審議会
会長 甲斐政國

第6次五ヶ瀬町総合計画について（答申）

令和2年5月27日付け、五企企発第102号で諮問がありました「第6次五ヶ瀬町総合計画」について、慎重に審議を重ねた結果、賛同を得ましたので、下記事項に配慮するよう意見を付してここに答申します。

特に、計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に広がり、「当たり前」と思っていた様々な日常を一変させ、価値観や社会のあり方に大きな変化をもたらしました。

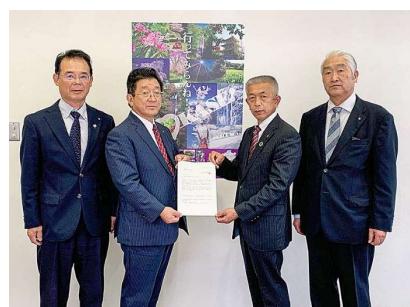
町長におかれましては、コロナ禍による大きな社会変動の中、リスクに対する強靭性を高めることで安心・安全な暮らしを実現させ、また、地域資源を最大限に活用し、誰もが格差なく生活の豊かさを実感できるよう、持続可能な社会への転換を推し進められることを心から期待します。

記

- 1 総合計画の将来像の実現に向け、住民協働の視点を重視し、まちづくりを進めること。
- 2 国県の動向を的確に捉え、基本計画に基づいた実施計画を策定し、具体的な事務事業を実施すること。
- 3 基本計画は、社会情勢及び施策の評価により、5年後の見直しを図ること。



諮問の様子



答申の様子

資料編

五ヶ瀬町総合計画の施策と SDGs の 17 の ゴールとの関連

住宅・宅地の整備促進							●		●	●	●	●	●			●	
道路交通網の充実	●	●					●	●	●			●					
公共交通の充実		●							●	●	●						●
水道の整備		●				●	●		●			●					
自然環境の保全			●			●	●		●		●	●	●	●	●	●	
消防・防災対策の充実								●			●			●			●
防犯・交通安全の推進				●						●	●	●					●
農業の振興	●							●	●		●	●				●	
林業の振興								●	●		●	●	●	●	●	●	
商工業の振興				●	●			●	●		●	●					●
観光の振興								●	●	●	●	●	●		●		●
就労・雇用の促進			●	●	●			●	●	●	●	●	●				●
地域福祉の充実	●	●	●							●	●						●
高齢者福祉の充実	●	●	●					●		●	●						●
障がい者福祉の充実	●		●	●				●		●	●						●
子育て支援の充実	●	●	●	●	●					●	●						●
健康づくりの推進	●	●	●	●						●							●
安心な医療体制の確保			●							●	●						●
学校教育の充実	●		●	●	●				●	●	●						●
社会教育の充実				●	●					●	●						●
スポーツの振興			●	●				●		●	●						●
歴史文化の継承と芸術文化の振興			●					●			●						●
人権尊重・男女共同参画の推進				●	●			●		●						●	●
効率的な行政運営					●			●		●	●	●				●	●
持続可能な地域づくりの推進			●	●	●			●			●				●	●	●
情報化社会の構築				●						●		●				●	●

資料編

五ヶ瀬町総合計画審議会条例

五ヶ瀬町総合計画審議会条例

昭和 45 年 12 月 23 日五ヶ瀬町条例第 8 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき五ヶ瀬町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ五ヶ瀬町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 五ヶ瀬町議会の議長並びに副議長及び各常任委員長
- (2) 五ヶ瀬町教育長職務代理者
- (3) 五ヶ瀬町農業委員会会长
- (4) 五ヶ瀬町公民館長会の会長及び副会長
- (5) 高千穂地区農業協同組合五ヶ瀬支所長
- (6) 西臼杵森林組合五ヶ瀬支所長
- (7) 五ヶ瀬町商工会会長
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年五ヶ瀬町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表「特別職報酬等審議会委員」の次に次の 1 項を加え以下順次繰下げる。

新総合計画審議会委員	〃	1,100	〃
------------	---	-------	---

附 則（平成 21 年 9 月 28 日五ヶ瀬町条例第 20 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 11 日五ヶ瀬町条例第 13 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

資料編

各種委員名簿

(総合計画審議委員会)

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
五ヶ瀬町議會議長	甲斐 政國	会 長
五ヶ瀬町議会副議長／五ヶ瀬町商工会会長	秋本 良一	副会長
五ヶ瀬町議会総務農林常任委員会委員長	甲斐 松男	
五ヶ瀬町議会文教福祉常任委員会委員長	小笠まゆみ	
五ヶ瀬町教育長職務代理者	寺本 俊文	
五ヶ瀬町農業委員会会长	緒方 武重	R2.4.1～R2.7.28
"	甲斐 梅男	R2.7.29～
五ヶ瀬町公民館長会会长	松本 秋雄	
" 副会長	後藤 栄	
" 副会長	西山 勝三	
高千穂地区農業協同組合五ヶ瀬支所長	田崎 勇生	
西臼杵森林組合五ヶ瀬支所長	藤川 英一	
五ヶ瀬町青年団会長	後藤 恵	
五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会会长	篠村 亀吉	
五ヶ瀬町女性代表（三ヶ所地区）	鈴木 祥子	
" (桑野内地区)	興梠 瞳	
" (鞍岡地区)	興梠 信子	
特定非営利活動法人 結ネットたんぽぽ 理事長	西山 文子	

【策定委員会】

役 職	所 属	氏 名
委 員 長	町 長	原田 俊平
委 員	副 町 長	宮崎 信雄
"	教 育 長	猪野 貴一
"	総 務 課 長	戸高 勝洋
"	町 民 課 長	斎家 晃
"	福 祉 課 長	武内 秀元
"	農 林 課 長	廣本 憲史
"	建 設 課 長	田原 昭生
"	教 育 次 長	増永 稔
"	議 會 事 務 局 長	垣 内 広 好
"	会 計 室 長	北 島 隆 二
"	病 院 事 務 長	奥 村 和 平
"	町 政 対 策 推 進 室 長	児 玉 憲 彦

【策定ワーキング】

所 属	氏 名	氏 名
総 務 課	西 川 公 香	興 桢 智 教
企 画 課	田 邊 永 子	鈴 木 大 和
町 民 課	藤 本 優	宮 越 友 浩
福 祉 課	中 西 由 実	新 田 知 穂
農 林 課	橋 本 麻 亜 沙	西 山 雄 哉
建 設 課	甲 斐 昭 文	山 本 嵩 之
会 計 室	後 藤 大 樹	—
教育委員会	松 井 慧	佐 伯 涼 輔
議 會 事 務 局	那 須 香 織	—
病 院	中 矢 泰 瞨	—

【事務局】

役 職	所 属	氏 名
事務局長	企画課長	小 迫 幸 弘
事 務 局	企画課企画調整グループ長	甲 斐 浩 二
"	企画課企画調整グループ主幹	甲 斐 留 理

【第4回】令和2年9月14日(月)

- ・魅力発見＆情報発信ワークショップ

【講師】

一社)持続可能な地域社会総合研究所
所長 藤山 浩 氏



【第5回】令和2年10月2日(金)

- ・SDGs＆将来像(キャッチフレーズ)ワークショップ

【講師】

(株)ジャパンインターナショナル総合研究所
九州支社 平方 皓一朗 氏



■ 策定ワーキングで挙げられたアイデア

SDGs	五ヶ瀬町におけるゴール	ゴール達成までの取り組み
	目標1【貧困】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町の貧困をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の強化 ・情報の発信 ・相談体制の強化 ・事業の積極的活用 ・適切な性教育の充実
	目標2【飢餓】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町の農業を推進し、安心安全な食生活を送ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の後継者育成 ・道路の整備促進 ・全世代への食育
	目標3【保健】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町民すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進し健康寿命をのばす 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州中央自動車道の早期全線開通 ・交通弱者対策 ・町簡易水道の整備促進 ・福祉施設の充実 ・子育て支援事業の充実 ・特定健診受診率の向上 ・自殺者ゼロ ・生涯スポーツ活動の推進 ・スキー場の年間を通して有効活用
	目標4【教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬教育グランドビジョン ・五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・G授業の充実 ・生涯学習の充実
	目標5【ジェンダー】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町の女性が働きやすい環境の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町の女性の管理職を増やす ・男性育休取得促進
	目標6【水・衛生】 <ul style="list-style-type: none"> ・五ヶ瀬町内全域の簡易水道化 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を活用した水道施設の整備 ・適正なごみ処理
	目標7【エネルギー】 <ul style="list-style-type: none"> ・薪ストーブと風力発電の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の活用推進 ・再生可能エネルギーについての教育・啓発の実施 ・薪ストーブを使った食産品開発
	目標8【経済成長と雇用】 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が働くまち ・ワーク・ライフ・バランスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境改善に向けた取り組み ・補助金の導入 ・スキルアップを目的とした研修の実施 ・起業推進
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・シティ化 ・農林業のさらなる発展 ・交通網の完全整備（どこにでも行ける） 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよい教育環境の整備 ・ICTの活用推進 ・スマート農業化 ・建設業の発展
	目標10【不平等】 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯の所得アップ ・農林業のさらなる発展 ・完全バリアフリー化（外国人含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進 ・土地の有効活用 ・福祉事業の推進 ・外国人にもやさしい環境整備

SDGs	五ヶ瀬町におけるゴール	ゴール達成までの取り組み
	目標 11【持続可能な都市】 <ul style="list-style-type: none"> 住みやすい住宅整備・建築 公共交通の充実 すべての人が働くまち 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の有効活用の推進 交通網の整備 コミュニティバスの安定的運営 娯楽施設の建設
	目標 12【持続可能な消費と生産】 <ul style="list-style-type: none"> 100%リサイクルの町にする 	<ul style="list-style-type: none"> 町産材 100%の住宅整備 伐採面積の全植林 生ごみ処理機の設置率向上 地産地消
	目標 13【気候変動】 <ul style="list-style-type: none"> 全住民を対象とした自主防災組織の設置と連携 	<ul style="list-style-type: none"> 植林活動の推進 土砂災害危険区域対策の推進 自治消防団活動促進 ICT を活用した情報収集・伝達
	目標 14【海洋資源】　目標 15【陸上資源】 <ul style="list-style-type: none"> 住民との協働により豊かな自然を守り続ける 	<ul style="list-style-type: none"> 町産材 100%の住宅整備 伐採面積の全植林 担い手の育成 持続可能な森林経営のための財源確保
		
	目標 16【平和】 <ul style="list-style-type: none"> 住民が安心して暮らせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆるハラスメントの撲滅 在宅医療、在宅介護の支援 医療費助成による医療享受の均等化
	目標 17【実施手段】 <ul style="list-style-type: none"> 新たな住民自治システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有 人材の育成 小学校区単位での地域づくり協議会の組織化

第6次五ヶ瀬町総合計画

2021 ▶▶▶ 2030

発行：宮崎県五ヶ瀬町

編集：五ヶ瀬町企画課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

Tel : 0982-82-1717 Fax : 0982-82-1723

URL : <http://www.town.gokase.miyazaki.jp>
